



諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号。以下「規則」という。）第8条第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、漁業調整上の観点から、平成30年漁期の県内に住所を有しない者に係る許可の有効期間を1年とすることについて、規則第10条第3項の規定により諮問します。

また、当該許可を行うに当たり、当該漁業の許可取扱方針を別添案のとおり定めることについて、併せて貴委員会の意見を求めます。

平成29年11月9日

鳥取県農林水産部水産振興局長 小畑 正一



(案)

(県外船)

平成30年鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満）許可取扱方針

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第8条に基づく小型いかつり漁業(以下「小型いかつり漁業」という。)の許可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 適用範囲

この取扱方針は、鳥取県内に住所を有しない者が、漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第1項に規定する鳥取県の地先海面(以下「鳥取県沖合」という。)において、小型いかつり漁業の許可を受け、同漁業を営もうとする場合に適用する。

2 許可期間 平成30年1月1日から同年12月31日まで

3 操業区域

- (1) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの
鳥取県沖合
- (2) 総トン数10トン以上30トン未満の漁船を使用するもの
最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合

4 操業期間

平成30年1月1日から同年12月31日まで

5 許可の制限又は条件

(1) 共 通

- ア 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。)別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- イ 毎月の漁獲成績を翌月の末日までに漁獲成績報告書(別紙様式1)により、鳥取県知事(以下「知事」という。)に報告しなければならない。
- ウ 陸揚港(境漁港、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の2港以内)以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない(兵庫県及び島根県の10トン未満船で陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない)。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

- ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

- (3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

6 許可申請時における添付書類

- (1) 申請理由書
- (2) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
- (3) 操業計画書(別紙様式2)
- (4) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚げをしない者は不要)
- (5) 所属漁業協同組合長の副申書
- (6) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書(船舶所有者の印鑑証明書を添付)等)

7 許可対象者

あらかじめ定める許可の総隻数内において知事が適当と認めた者

8 その他

- (1) 漁業秩序の維持を図るため、悪質な違反を行った者に対しては、翌年の許可をしないことがある。
- (2) 当該申請に係る書類は、申請者の住所地を管轄する道府県の知事の意見書を添付して、提出しなければならない。

附 則

この方針は、平成30年漁期の許可に適用する。

平成30年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業の県外船許可枠希望隻数

平成29年9月22日時点

道府県	県外船に対する許可										平成29年漁期 鳥取県船 への許可実績	平成29年漁期 鳥取県船 に対する当初許可枠	備考
	平成29年（入力済み）				平成30年								
	入漁 希望	当初 許可枠	使用 予備枠	許可実績			入漁希望			許可枠 (案)			
10トン 以上				10トン 未満	計	10トン 以上	10トン 未満	計					
北海道	48	48	0	24	1	25	40	8	48	48	11	日本海海域 11 道南太平洋海域 10 根室海峡海域 7 総隻数 11	
青森県	30	30	0	26	0	26	30	0	30	30	10		24
岩手県	4	4	0	4	0	4	4	0	4	4	3		3
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	陸揚港：秋田港 7 金浦港 0	
山形県	2	2	0	2	0	2	2	0	2	2	10	主港：酒田港 21 主港：由良港 1 主港：鼠ヶ関港 1	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	陸揚港：新潟港 6 陸揚港：両津港 1 陸揚港：柏崎港 4	
富山県	2	2	0	2	0	2	2	0	2	2	0	自由漁業	
石川県	4	4	0	4	0	4	4	0	4	4	16		16
福井県	25	25	0	11	13	24	12	13	25	25	6	陸揚港：越前港 8	
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
兵庫県	26	26	0	5	18	23	5	19	24	24	14	設定なし	
鳥根県	6	6	0	3	3	6	2	3	5	5	22		
山口県	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	16	設定なし	
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
佐賀県	2	2	1	3	0	3	0	0	0	0	0	自由漁業	
長崎県	35	35	0	26	0	26	32	3	35	35	17	設定なし	
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	自由漁業	
小計	185	185	1	111	35	146	134	46	180	180	142		
予備枠		10									10		
合計		195								190			

鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外10トン以上30トン未満船）



